

## ■住まい・まちづくり推進事業

※いずれも着工前に申請が必要です※

### ○空き家バンク活用促進事業補助金（空き家の貸し借りや売買、解体に補助します）

種類	内容	補助額	限度額	
①賃貸促進補助金（貸した人）	「空き家バンク」に登録した住宅で、同バンク登録者と賃貸借契約をし、賃借者の住定日から一年を超えた貸し主に交付します	1年間の家賃の2分の1以内	5万円	
②住宅売却促進補助金（住宅を売った人）	「空き家バンク」に登録した住宅で、同バンク登録者と住宅の売買契約が成立した売り主に交付します （購入者が売買契約締結後、1年以内に居住した場合に限ります）	売買価格の2分の1以内	10万円	
③宅地売却促進補助金（宅地を売った人）	「空き家バンク」に登録した宅地で、同バンク登録者と宅地の売買契約が成立した売り主に交付します （購入者が売買契約締結後、5年以内に居住した場合に限ります）	売買価格の2分の1以内	5万円	
④賃貸住宅改修等補助金（住宅を借りた人）	「空き家バンク」に登録された住宅を借りる人が、居住に必要な住宅改修などをする場合に交付します	改修費用の2分の1以内	町内者	30万円
			町外者	40万円
			子育て加算+10万円 里山加算 +50万円	
⑤住宅購入補助金（住宅を買った人）	「空き家バンク」に登録された住宅を居住目的で買い取る人に交付します （売買契約締結後、1年以内に居住した場合に限ります）	取得価格の2分の1以内	町内者	40万円
			町外者	60万円
			子育て加算+10万円 里山加算 +50万円	
			改修加算+50万円	
⑥宅地購入補助金（宅地を買った人）	「空き家バンク」に登録された宅地を居住目的で買い取る人に交付します （売買契約締結後、5年以内に居住した場合に限ります）	取得価格の2分の1以内	町内者	20万円
			町外者	50万円
			子育て加算+10万円 里山加算 +50万円	
⑦老朽危険家屋解体補助金	「空き家バンク」に住宅解体後の跡地を登録することを条件に、老朽化した住宅等を解体する空き家の所有者に交付します （町職員が調査をして、危険性が認められた住宅の場合に限ります）	ランク3 解体費用の3分の1以内	60万円 ※付属屋は10万円	
		ランク4 解体費用の3分の1以内	100万円 ※付属屋は20万円	
⑧解体促進支援	⑦の解体補助金を活用してランク3又はランク4の老朽危険空き家を解体した跡地における住宅用地特例解除後の固定資産税の差額分について、解体した翌年から3年間、跡地の所有者に対して交付します	住宅用地特例解除後の固定資産税の差額	なし	

### ○安心定住促進事業補助金（親子世帯の同居や近居に補助します）

種類	内容	補助額	限度額	
⑨同居住宅支援補助金	2親等以内の家族が居住する住宅に、新たに同居するために必要な住宅の新築や増改築をする場合に交付します	建築費の2分の1以内	町内者	40万円
			町外者	60万円
			子育て加算+10万円 里山加算 +50万円	
⑩近居住宅支援補助金	1親等以内の家族と同一行政区内に居住するため、住宅を新築、購入する場合に交付します	新築及び取得価格の2分の1以内	町内者	40万円
			町外者	60万円
			子育て加算+10万円 里山加算 +50万円	

### ■空き家活用新規創業応援事業補助金（空き家を活用して新規創業する方に補助します）

種類	内容	補助額	限度額
空き家を活用する新規創業者	空き家バンクに登録された空き家を活用して、新規創業する者に対し、内外装の改修や備品購入などの初期投資に要する経費について助成します	初期投資経費の3分の1以内	100万円

### ■民間宅地開発事業補助金（町が認定した分譲宅地を購入する町外者に補助します）

種類	内容	補助額	
宅地購入者補助金	自己の居住目的で認定団地の宅地を購入し、住宅を建築して居住する町外転入者に補助します （宅地の購入後、5年以内に居住した場合に限ります）	町内者	町外者
		1画地につき 20万円	1画地につき 70万円
		子育て加算+10万円	

※町外者・・・転入世帯全員が3年以上継続して町外に住所があった者

※子育て加算・・・中3年生以下の子どもを養育する世帯に補助額を加算

※里山加算・・・舟見・野中地区で小学6年生以下の子どもを養育する世帯に補助額を加算

※改修加算・・・「空き家バンク」に登録された住宅を買って、居住に必要な住宅改修などをする場合に加算。  
改修費用の2分の1以内。